

介護保険データを活用した地域分析等支援事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、介護保険データを活用した地域分析等支援事業の契約予定者を公募型プロポーザル方式により選定するため定める。

1 事業の概要

(1) 事業名

介護保険データを活用した地域分析等支援事業業務委託

(2) 事業目的

「介護保険データを活用した地域分析等支援事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

2 予定価格

7,304,000円（消費税および地方消費税の合計10%を含む）

3 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】

大分類：「役務」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行ってください。ただし、この場合には、この公告にかかる手続きに間に合わないことがありますので、ご注意ください。

物品・役務電子調達システムおよび滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

(5) 厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システム等を活用した自治体の地域分析業務や介護保険事業計画策定支援等の実績を有する者であること。

4 説明会

説明会は開催しない。

5 質問および回答

(1) 受付期限

令和7年5月26日（月曜日）17時

(2) 質問方法

- ・質問は、質問票（様式2）により電子メールで受け付ける。なお、質問票を送付した事業者は、その旨を電話にて連絡すること。
- ・メールの件名には「【プロポーザル質問：事業者名〇〇】」と記載すること。
- ・電話または口頭による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

- ・各事業者からの質問をまとめて、令和7年6月2日（月曜日）15時を目途に、滋賀県ホームページの以下の場所に掲載する。
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/koureisya/>
- ・質問者あて個別には回答しない。

6 提出書類

プロポーザルへ参加を希望する事業者は、次の書類（以下、「企画提案書等」という。）を作成し、7に示す提出期限までに、12に示す提出先まで提出すること。ただし、1者につき1提案とする。

(1) 公募型プロポーザル応募申込書（様式1） 1部

(2) 企画提案書 5部（原本1部、副本4部）

- ア 企画提案書の様式および枚数は任意とするが、用紙はA4判（縦書き・横書きは不問。できる限り両面印刷）とし、言語は日本語とする。
- イ 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるようにわかりやすく表現すること。
- ウ 審査の公正を期すため、企業提案書の副本には、会社名、住所、ロゴマークなど参加者を特定できる表示をしないこと。
- エ 企画提案書には、以下①～⑦の内容を記載すること。なお、作成にあたっては、企画提案募集要領（事業説明書）に記載している主旨やねらいを踏まえるとともに、当事業の目標を達成するにあたって最も効果的であると考えられる内容とすること。

①事業者の概要

- ・名称、所在地、代表者職氏名、設立年月日、業務概要について記載すること。

②仕様書「3 業務の内容」に係る事項

- ・各種介護保険データを活用した地域分析・課題抽出、市町研修会の開催および介護保険事業計画の策定にかかる助言等の方法について具体的に記載すること。

③実施体制

- ・業務全体を管理する責任者および副責任者、業務に従事する者の経歴・資格・経験等、配置人数、業務内容等を記載すること。

④実施スケジュール

- ・全体のスケジュールおよび進行管理について記載すること。

⑤「3 参加資格（5）」に掲げる実績

- ・各種介護保険データを活用した自治体の分析業務や介護保険事業計画策定支援等の実績について簡潔に記載すること。

⑥その他（目的を達成するために必要と考えられる事項）

⑦見積価格

- ・内訳を明記すること。
- ・消費税および地方消費税の税額を記載すること。

(3) 社会政策推進面に係る関係書類（該当ある場合） 各1部

- ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合は、それを

証するものの写し

- イ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合は、それを証するものの写し
 - ウ 高年齢者就業確保措置を講じている場合は、労使協定の締結または労働基準監督署の届出をしている就業規則の該当箇所の写し
 - エ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用率が達成されている場合は、公共職業安定所に提出している「障害者雇用状況報告書」の写し
 - オ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合は、障害者を雇用している旨の申立書
 - カ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し
 - キ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
 - ク 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合は、同認定証の写し
 - ケ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
 - コ 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合は、同認定・登録証の写し
 - ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証
 - ②一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録
 - ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証
- (4) 「3 参加資格(5)」の実績を証する書類(契約書の写し等、直近のもの) 1 部

7 企画提案書等の提出期限・提出方法

(1) 提出期限

令和 7 年 6 月 1 2 日(木曜日) 1 7 時(必着)

(2) 提出方法

- ・ 12 に示す場所への持参または簡易書留郵便による郵送すること。
- ・ 持参の場合は、土・日曜日を除く、9 時から 1 7 時までとする。
- ・ 郵送の場合は、企画提案書等を郵送した旨を電話で連絡すること。

8 審査

(1) 審査方法

医療福祉推進課が設置する 3 名の委員による審査会において、以下の審査基準に基づき、提出された企画提案書等の審査を行い、予定価格の範囲内において総合点の最も高いものを契約予定者とする。なお、最高得点が複数あった場合は、最も価格が低いものを選定する。ただし、総合点が満点の 6 割に満たない場合は、契約予定者とししないものとする。なお、プレゼンテーションは行わない。

(2) 審査基準(審査員 1 名あたりの評価点)

	評価項目	評価の着眼点	評価点
--	------	--------	-----

1	業務内容の理解	・業務内容を的確に理解し、事業目的に合致した提案を行っているか。	15
2	企画提案の内容	・分析の手法や分析結果のイメージが具体的に提案されているか。	15
		・研修の内容や実施方法が具体的に提案されているか。 ・市町が活用しやすい内容となるよう工夫された提案となっているか。	15
		・施策提案の内容や実地方法について、イメージが具体的に提案されているか。	15
3	実施体制、スケジュール	・業務への従事人数、従事する者の役職、業務内容等は適切なものとなっているか。 ・定められた契約期間までに事業を円滑に遂行できるスケジュールとなっているか。	10
4	類似業務の実績	類似業務の実績があるか。ノウハウを有しているか。	10
5	見積価格	・経費を最小限に抑えた見積り金額となっているか 予定価格の80%未満 … 評価点の満点 予定価格の80%以上85%未満 … 評価点の満点の80%の点 予定価格の85%以上90%未満 … 評価点の満点の60%の点 予定価格の90%以上95%未満 … 評価点の満点の40%の点 予定価格の90%以上 … 評価点の満点の10%の点	10
6	社会政策推進への配慮	・滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録を受けているか。	1
		・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
		・高年齢者就業確保措置について労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1
		・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか、 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
		・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1

		・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。 ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人K E S 環境機構の実施するK E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
7	県内事業者	県内に本社を有する事業者かどうか。	4
	合計		100

(3) 審査結果の通知

審査結果については、企画提案書の提出のあった各事業者に文書で通知する。

9 契約の締結

審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容について、医療福祉推進課と内容について協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。なお、協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続きを行うこととする。

10 無効

次の各号のいずれかに該当した場合は、無効とする。

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に明らかに実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

11 その他

- (1) プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (3) 提出された書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。

12 提出先・問い合わせ先

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 企画係（担当：満嶋）
 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館3階
 TEL：077-528-3520 FAX：077-528-4851 E-mail：ed00@pref.shiga.lg.jp